

## 川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(平成18年4月1日18川健ここ第18号局長専決)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する川崎市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置・構成)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等(以下「支援対象児童等」という。)への適切な支援を図るために設置し、川崎市内の関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 支援対象児童等に関する広報及び啓発活動の推進
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第4条 協議会は、代表者会議、各区実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

### (代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表1に掲げる行政機関、関係機関等により構成し、実務者

会議が円滑に機能するための環境整備等を目的として、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等とその支援におけるシステムに関すること。
  - (2) 実務者会議から受けた活動の報告と評価に関すること。
  - (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
  - (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議の委員は、構成機関から推薦される者をもって充てる。
  - 3 代表者会議に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。
  - 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
  - 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
  - 6 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 7 代表者会議の事務局をこども未来局児童家庭支援・虐待対策室に置く。
  - 8 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 各区実務者会議は、各区の関係機関等により構成し、児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等に関する情報の交換及び支援対象児童等に対する支援の内容に関すること。
  - (2) 支援対象児童等を主として担当する機関及びその担当者の決定に関すること。
  - (3) 支援対象児童等に関する広報・啓発活動に関すること。
  - (4) その他各区実務者会議の設置目的を達成するために必要な活動に関すること。
- 2 各区実務者会議は、各区役所において設置し、事務局を地域みまもり支援センタ

一（福祉事務所・保健所支所）地域支援課に置く。

3 各区実務者会議の運営に関する事項は、各区役所において別に定めるものとする。

（個別ケース検討会議）

第7条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関わりのある関係機関等によって構成し、必要な情報の共有や具体的な支援の内容等を検討するために、適時に開催する。

2 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）個別の支援対象児童等の状況把握及び検討課題の確認に関すること。

（2）個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

（3）個別の支援対象児童等に対する支援方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。

（4）個別の支援対象児童等を主として担当する機関及びその担当者の決定に関すること。

（5）個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画に関すること。

（6）その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

3 個別ケース検討会議は、個別ケースの主担当機関が召集する。

（調整機関の指定）

第8条 法第25条の2第4項の規定における本市の要保護児童対策調整機関として、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室を指定し、各区実務者会議調整機関として、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課を指定する。

（調整機関の業務）

第9条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関は、次の各号に掲

げる事項を所掌する。

(1) 協議会の事務の総括に関する業務

ア 協議会における協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する業務

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第10条 川崎市要保護児童対策地域協議会に出席した者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議 構成機関 (順不同)

構 成 機 関 名	
1	川崎市医師会
2	川崎市歯科医師会
3	川崎市薬剤師会
4	川崎市看護協会
5	神奈川県柔道整復師会川崎支部
6	横浜地方法務局川崎支局
7	神奈川県弁護士会
8	神奈川県警察本部
9	川崎市社会福祉協議会
10	川崎市社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会
11	川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会
12	川崎市民生委員児童委員協議会
13	川崎人権擁護委員協議会
14	NPO法人CAPかながわ
15	児童家庭支援センター
16	川崎市あゆみの会 (川崎市里親会)
17	川崎市幼稚園協会
18	川崎市保護司会協議会
19	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク
20	川崎市長が指定する者
21	かわさき市民活動センター
22	川崎市立小学校長会
23	川崎市立中学校長会
24	川崎市総合教育センター
25	教育委員会事務局学校教育部
26	各区役所地域みまもり支援センター
27	市民オンブズマン事務局
28	消防局警防部救急課
29	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
30	こども未来局保育・子育て総合支援センター
31	こども未来局南部児童相談所
32	こども未来局中部児童相談所
33	こども未来局北部児童相談所